

○長崎県市町村職員共済組合職員退職手当支給規程

〔 昭和37年12月12日 〕
規 程 第 6 号

改正

昭和49年 2月15日	昭和60年 8月 6日
平成 元年 8月 8日規程第113号	平成 3年 8月 1日規程第129号
平成 4年11月13日規程第137号	平成16年11月22日規程第201号
平成18年 8月 1日規程第211号	平成21年 3月23日規程第226号
平成26年 2月28日規程第244号	平成30年 3月26日規程第266号
令和 4年 1月21日規程第294号	令和 5年 4月 6日規程第305号
令和 6年 3月13日規程第310号	

(目的)

第1条 この規程は長崎県市町村職員共済組合の職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(一般の退職手当)

第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の4まで及び第7条から第7条の2までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に

定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続し、定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で長崎県市町村職員共済組合職員の定年等に関する規程（平成元年規程第112号。以下「定年規程」という。）第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）及び25年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は25年以上勤続し、その者の非違によることなく、勸奨を受けて退職した者、業務上の傷病又は死亡により退職した者及び25年以上勤続し定年に達したことにより退職した者（定年規程第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）

における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条及び第5条の3の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条及び第5条の3の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条及び第5条の3の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第10条第3項又は第15条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第15条の規定による職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第10条第1項に掲げる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第15条に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員として引き続いた在職期間

(2) 第15条の規定による職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日の属する年の前年の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上である者に対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項、第5条第1項及び第5条の2第1項第2号	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額

第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(勸奨の要件)

第5条の4 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第6条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、労働者災害補償保険法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる第5条の2第1項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められ

		ているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第7条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第7条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日に属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(職員就業規則第26条の規定による休職(業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同規則第31条の規定による停職、長崎縣市町村職員共済組合職員の育児休業等に関する規程(平成6

年規程第154号) 第2条第1項の基づく育児休業、同規程第14条に規定する育児短時間勤務その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち理事長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 5万4,150円
- (2) 第2号区分 4万3,350円
- (3) 第3号区分 3万2,500円
- (4) 第4号区分 2万7,100円
- (5) 第5号区分 2万1,700円
- (6) 第6号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、その他職員の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が25年未満のもの(次号に掲げる者を除く。) 第1項第1号から第4号まで又は第6号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第5号に掲げる職員にあっては0として、同項の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者で勤続期間が5年未満のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上25年未満のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の規定による給与に相当する給与に関する組合規程の規定による給料表が適用さ

れる職員については給料及び扶養手当の月額合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて理事長が定める額とする。

(給料月額)

第8条 この規程において給料月額とは、第2条に規定する職員の退職の日におけるその者の給料の月額（長崎県市町村職員共済組合職員給与規程別表第1の給料表に定める給料月額をいい、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部または全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額）とする。

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（第7条の4に規定する育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を12で除した数を在職期間に加える。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

(退職手当の支給制限)

第10条 一般の退職手当は、次の各号の1に該当する者には、支給しない。

- (1) 懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 一般の退職手当のうち、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
- (1) 第3条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が0である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年未満のもの
 - (2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で理事長が定めるもの
- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第11条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるも

のとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

第12条 削除

(遺族の範囲及び順位)

第13条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子・父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子・父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第13条の2 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
(起訴中に退職した場合の退職手当の取扱い)

第14条 職員が刑事事件に関し起訴された場合で、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当及び第11条の規定による退職手当は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第14条の2 理事長は、退職した者に対しまだ一般の退職手当の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 前項に規定する一般の退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査会（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、第2項の書面及び第7項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(退職手当の返納)

第14条の3 退職した者に対し、一般の退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当を返納させることができる。

- 2 前項の規定により一般の退職手当の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

(職員以外の地方公務員等となった者の取扱い)

第15条 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。この場合、その者に支給すべき退職手当に相当する金額は、当該職員以外の地方公務員等に移管するものとする。

(この規程の実施に関し必要な事項)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。
- 2 旧組合の職員で昭和37年12月1日新組合成立と同時に引続き新組合の職員となった者には、自治省指示により普通退職とみなし、旧組合の在職期間に応じ国家公務員等退職手当法第3条第1項の規定により退職手当を支給したため、この規程の適用については、旧組合在職期間と新組合在職期間を合算した在職期間に相当する本規程の支給率より旧組合で支給した退職手当の支給率を控除した率による額を退職手当として支給するものとする。

附 則（昭和49年2月15日）

この規程は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則（昭和60年8月6日）

改正 平成 元年8月 8日規程第113号 平成16年11月22日規程第201号
平成18年8月 1日規程第211号 平成26年 2月28日規程第244号
平成30年3月26日規程第266号

- 1 この規程は、昭和60年4月1日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当から適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 2 施行日に在職する職員でこの規程による改正後の長崎県市町村職員共済組合職員退職手当支給規程（以下「新規程」という。）第3条（傷病により退職した者に限る。）、新規程第4条及び第5条の規定に該当して退職し、かつ、その勤続期間が20年以上である者に支給する退職手当の基本額は、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職の日における給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、前項及び新規程第7条の規定にかかわらず、当分の間、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。
- 4 退職手当の基本額は、当分の間、前2項の規定にかかわらず、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とし、退職手当の基本額が前項の規定による額を超えるときは、同項の規定による額を退職手当の基本額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに昭和60年附則第4項」とする。
- 5 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第5項」とする。
- 6 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第6項」とする。
- 7 長崎県市町村職員共済組合職員給与規程（昭和37年規程第4号）附則第7項の規定による給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

8 当分の間、第4条第1項及び第5条第1項に規定する「その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者」に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項、第5条第1項及び第5条の2第1項第2号の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

9 当分の間、第4条第1項及び第5条第1項に規定する「その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者」に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日の属する年の前年の3月31日」とあるのは、「定年に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項、第5条第1項及び第5条の2第1項第2号の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

10 当分の間、第4条第1項及び第5条第1項に規定する「その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者」に対する第5条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

11 当分の間、第5条第1項に規定する「職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者」又は「業務上の傷病又は死亡により退職した者」であって60歳に達する日以前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項、第5条第1項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「60歳と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

12 当分の間、第5条第1項に規定する「職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者」又は「業務上の傷病又は死亡により退職した者」であって60歳に達する日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項、第5条第1項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日にお

いて定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則（平成元年8月8日規程第113号）抄

改正 平成18年8月1日規程第211号

- 1 この規程は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 3 施行日に在職する職員で10年以上勤続し定年に達したことにより退職した者に係る退職手当の計算に当たっては、この規程による改正後の長崎縣市町村職員共済組合職員退職手当支給規程（以下「新規程」という。）第5条の規定を適用する。
- 4 施行日に在職する職員で20年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨（勸奨取扱いを含む。）を受けて退職した者に係る退職手当の計算に当たっては、新規程第5条の規定を適用する。
- 5 新規程第3条、第4条及び第5条第1項中「以下」及び「以上」の間の月数の取扱いについては、次の各号による支給割合を適用する。
 - (1) 第3条第1項第1号中、10年を超え11年未満の期間については、同条同項第2号に定める支給割合を、同条同項第2号中、15年を超え16年未満の期間については、同条同項第3号に定める支給割合を、同条同項第3号中、20年を超え21年未満の期間については、同条同項第4号に定める支給割合を、同条同項第4号中、25年を超え26年未満の期間については、同条同項第5号に定める支給割合を、同条同項第5号中、30年を超え31年未満の期間については、同条同項第6号に定める支給割合を、同条第2項第1号中、10年を超え11年未満の期間については、同条同項第2号に定める支給割合を、同条第2項第2号中、15年を超え16年未満の期間については、同条同項第3号に定める支給割合をそれぞれ適用する。
 - (2) 第4条第1項第1号中、10年を超え11年未満の期間については、同条同項第2号に定める支給割合を、同条同項第2号中、15年を超え16年未満の期間については、同条同項第3号に定める支給割合を、同条同項第3号中、24年を超え25年未満の期間については、同条同項第3号に定める支給割合をそれぞれ適用する。
 - (3) 第5条第1項第1号中、10年を超え11年未満の期間については、同条同項第2号に定める支給割合を、同条同項第2号中、25年を超え26年未満の期間については、同条同項第3号に定める支給割合を、同条同項第3号中、34年を超え35年未満の期間については、同条同項第4号に定める支給割合をそれぞれ適用する。
- 6 施行日の前日に在職する職員が、施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この規程による改正前の長崎縣市町村職員共済組合職員退職手当支給規程第4条、第5条及び第7条、昭和60年規程第105号附則第2項及び第3項並びに附則第3項及び第4項の規定により計算した場合の退職手当の額が、新規程第4条、第5条、第5条の2及び第7条、昭和60年規程第105号附則第2項及び第3項並びに附則第3項及び第4項の規程により計算した退職手当の額より多いときは、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

附 則（平成3年8月1日規程第129号）

- 1 この規程は、平成3年8月1日から施行する。

- 2 改正後の第3条第2項、第4条、第5条第2項、第6条及び第9条第4項の規定は、平成3年4月1日以後の退職について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成4年11月13日規程第137号）

この規程は、平成4年12月1日から施行する。

附 則（平成16年11月22日規程第201号）

- 1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 平成16年12月1日から平成17年11月30日までの間における改正後の長崎縣市町村職員共済組合職員退職手当支給規程（以下「新規程」という。）附則第2項の規定の適用については、「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。
- 3 平成16年12月1日から平成17年11月30日までの間における新規程附則第3項の規定の適用については、同項中「59.28」とあるのは、「60.99」とする。

附 則（平成18年8月1日規程第211号）

改正 平成30年3月26日規程第266号

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当から適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの規程の施行日以後に退職することによりこの規程による改正後の長崎縣市町村職員共済組合職員退職手当支給規程（以下「新規程」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この規定による改正前の長崎縣市町村職員共済組合職員退職手当支給規程（以下「旧規程」という。）第3条から第5条の2まで、第7条及び昭和60年附則第2項、第3項並びに平成元年附則第5項の規定により計算した退職手当の額に100分の83.7（昭和60年附則第2項の規定に該当する者にあつては、104分の83.7）を乗じて得た額（以下「旧規程等退職手当額」という。）が、新規程第2条の2から第5条の3まで、第7条から第7条の4並びに平成元年附則第5項の規定により計算した退職手当の額（以下「新規程等退職手当額」という。）より多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 3 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規程等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして計算した旧規程等退職手当額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
 - (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
 - ア 新規程第7条の3の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当

する額

イ 新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

- (2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

ア 新規程第7条の3の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

- (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

ア 新規程第7条の3の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新規程等退職手当額から旧規程等退職手当額を控除した額

附 則（平成21年3月23日規程第226号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月28日規則第244号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の昭和60年附則第4項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、施行日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とし、同項中「49.59」とあるのは、施行日から平成27年3月31日までの間においては「52.44」とする。

- 3 改正後の平成18年附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、施行日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とし、同項中「104分の87」とあるのは、施行日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

附 則（平成30年3月26日規程第266号）

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月21日規程第294号）

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月6日規程第305号）

（施行期日）

この規程は、公布の日から施行し、令和5年3月1日から適用する。

附 則（令和6年3月13日規程第310号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（長崎県市町村職員共済組合職員の定年等に関する規程の一部を改正する規程（令和6年規程第308号）附則第2項又は第6項の規定により採用された職員をいう。）に対する第2条の規定の適用については、同条中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（暫定再任用職員を除く。以下「職員」という。））」とする。